

2024年12月24日
山陽バス株式会社

国土交通省近畿運輸局からの行政処分について（お詫び）

令和6年7月3日に事業用自動車の回送運行中に携帯電話を使用した件に関して、本日付けで国土交通省近畿運輸局より下記の行政処分を受けました。

ご利用のお客さまをはじめ、関係のみなさまに多大なご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。この度の処分を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて今一度、社員教育の徹底および管理体制の強化を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

記

（1）処分の内容

文書警告（垂水営業所）

（2）当該処分に基づき講ずる処置

全乗務員に対する教育および指導監督を適切に実施し、再発防止に取り組んでまいります。

以上